

# 地方独立行政法人化の要因

棚橋 匠 [たなはしまさし]

東京市政調査会客員研究員

## 1 はじめに

2003年の地方独立行政法人法制定により、自治体に地方独立行政法人制度が導入された<sup>1)</sup>。同法は、自治体が議会の議決を経て定款を定め、都道府県および政令市の場合は総務大臣の認可を、市区町村の場合は都道府県知事の認可を受けて個々の地方独立行政法人を設立する仕組みを採用しており（地方独立行政法人法7条・95条）、特定の自治体業務を国の法律により一斉に法人化するといったことは行われていない。したがって、業務を実際に法人化するか否かは、各自治体の判断に任せられている。その結果として、地方独立行政法人化の進捗には、自治体ごとに、また、業務分野ごとに、かなりのばらつきが見られるのが現状である。では、各自治体は、どのような考えに基づき業務の法人化の是非を選択しているのであろうか。本論文では、この点について考察を試みることとしたい。

## 2 エージェンシー化の理論的分析

日本の地方独立行政法人制度の源流は、英国において進められたエージェンシー化である。これは、中央省庁の企画立案部門と実施部門とを分離し、後者、すなわちエージェンシーに企業経営的管理手法を導入することにより効率性を実現しようとするものであった。では、そもそも、このエージェンシー化は、誰がどのような目的で進めたものであったのか。本節では、英国におけるエージェンシー化を理論的に分析した、O・ジェームズによる研究<sup>2)</sup>を取

り上げ、そこから、日本における地方独立行政法人化の分析に対してどのような示唆が得られるかを検討することとしたい。

### (1) 公益的な観点と官僚組織形成的な観点

1988年、英国政府（首相府能率ユニット）は、いわゆる「ネクスト・ステップス報告」を公表し、その中で、省庁の企画立案機能と実施機能を分離し、実施機能を担う組織としてエージェンシーを導入することを提言した。エージェンシーは省庁本体からの自律性を持ち、規則による統制や、アドホックな指揮命令による統制を免れる。エージェンシーは大臣によって組織としての活動目標を与えられ、目標の達成度によって評価される。

ジェームズによれば、ここには、3つの説明されるべき問題がある。すなわち、①なぜエージェンシー改革は起こったのか、②エージェンシーの導入はどのようにして進んでいったのか、③エージェンシーの導入によって英国中央政府のパフォーマンスは向上したのか、という問題である。

ジェームズは、これらの3つの問題に対して統一的な説明を与える2つの観点を示し、両者の優劣を検証しようとしている<sup>3)</sup>。

第1の観点は、公益的な観点（public interest perspective）である。これは、政府の公式文書に示されている観点である。それによれば、エージェンシー改革は、公益増進を図るために行われた。政治家が計画を立て、官僚はその計画を中立的な立場で実施した。エージェンシーの導入により、英国中央政府のパフォーマンスは向上した。

第2の観点は、官僚組織形成的な観点 (bureau-shaping perspective) である。これは、P・ダンレビューによって示された観点<sup>4)</sup>を発展させたものである。それによれば、エージェンシー改革は、上級官僚が政策立案にばかり関心を持ち、組織管理をなおざりにしていることに不満を持った政治家によって始められたが、政治家の思惑とは異なり、上級官僚は、組織管理に専念するどころか、面白みのないルーティンワークをエージェンシーに転嫁し、ますます政策立案に集中するようになった。政治家は改革の引き金を引いただけであり、実際の改革は上級官僚によって進められた。

これらの2つの観点からは、それぞれいくつかの仮説が導き出される<sup>5)</sup>。

まず、公益的な観点に基づく仮説は、以下の通りである。

#### 改革の過程と成果についての仮説

- ①政治家は省庁の組織編成について全権を握っており、公益増進の観点からエージェンシー改革を行った。
- ②官僚は政治家の意思に従って改革を実施し、その結果、全公務員の約95%がエージェンシー所属となるに至る。
- ③すべての公務員がエージェンシーに勤務する可能性を持つ。

#### 個々のエージェンシーのパフォーマンスについての仮説

- ①経済性の向上
- ②有効性の向上
- ③生産性の向上

#### 中央政府のシステム全体としてのパフォーマンスについての仮説

- ①経済性の向上
- ②有効性の向上
- ③生産性の向上

これに対し、官僚組織形成的な観点に基づく仮説は、以下の通りである。

#### 改革の過程と成果についての仮説

- ①上級官僚は、政策立案に割く時間の増大、および、予算の増大によって、自らの効用を増大さ

せることができる。省庁の組織編成に関する権限は政治家が握っているが、上級官僚は、政治家によって課された制約の範囲内で、自らの効用最大化を図る。

②エージェンシー改革は、上級官僚の官僚組織形成戦略として行われた。上級官僚は、面白みのないルーティンワークをエージェンシーに転嫁し、政策立案に集中することによって、自らの効用を増大させた。

③上級官僚は省庁本体勤務、下級官僚はエージェンシー勤務という棲み分けがなされる。

#### 個々のエージェンシーのパフォーマンスについての仮説

①上級官僚の予算最大化行動の結果、経済性は低下する。

②アウトプットの増大により、有効性は向上する。

③生産性は向上も低下もしない。

#### 中央政府のシステム全体としてのパフォーマンスについての仮説

- ①上級官僚の予算最大化行動の結果、経済性は低下する。
- ②公共セクターの外部不経済の結果、有効性は低下する。
- ③公共セクターの外部不経済の結果、生産性は低下する。

では、これらの仮説は、英国におけるエージェンシー化の実態に照らして、どの程度妥当性を有するであろうか。

まず、改革の過程と成果についてである<sup>6)</sup>。エージェンシー改革の実際の過程は、官僚組織形成的な観点により近い。官僚は、政策立案に割く時間を増大させることを、予算を増大させることより優先している。「ネクスト・ステップス報告」を作成した首相府能率ユニットは、公益的な観点の示唆するところとは異なり、あらゆる選択肢を検討した上で最も公益増進に資するものとしてエージェンシー導入を提言したわけではない。むしろ、米国のビジネスモデルを素朴に参照・模倣したというほうが実態に近い。これは、公益的な観点とも官僚組織形成的な観点とも異なる。改革の結果、エージェンシーの数は増大し、公務員に占めるエージェンシー職員の割

合も 57% にまで高まったが、公益的な観点が想定するほどではなく、この点でも、官僚組織形成的な観点のほうが実態に近い。上級職員の約 70% は省庁本体に残っており、この点でも、官僚組織形成的な観点のほうが実態に近い。ただし、研究開発などの非ルーティンワークを行うエージェンシーも存在することについては、注意が必要である。

続いて、個々のエージェンシーのパフォーマンスについてである<sup>7)</sup>。エージェンシーの導入によって行政コストは平均 4.6% 減少しており、これは、公益的な観点に一致するように見える。しかし、政府からの交付金によって運営されているエージェンシー (non-trading agency) とサービスの利用料によって運営されているエージェンシー (trading agency) とに分けて調べると、行政コストが減少しているのは前者のみであり、行政コストが大幅に増大している後者については、むしろ官僚組織形成的な観点が当てはまる。有効性については、88% のエージェンシーが活動目標を達成しており、その限りでは公益的な観点が当てはまるように感じられるが、活動内容を詳細に見ていくと、様々な問題点も浮かび上がってくる。

最後に、中央政府のシステム全体としてのパフォーマンスについてである<sup>8)</sup>。エージェンシーの導入によって中央政府全体の行政コストは 17% も増大しており、官僚組織形成的な観点のほうが実態に近い。個々のエージェンシーの活動が外部不経済を生む結果、システム全体の有効性・生産性にも悪影響が及ぶ。これも、官僚組織形成的な観点に適合的である。

## (2) 日本における地方独立行政法人化への適用可能性

筆者は、ジェームズによって示された 2 つの観点の対比という研究視角は、基本的に妥当なものであると考える。問題は、これを英国ではなく日本の、国ではなく自治体の、エージェンシー化ではなく地方独立行政法人化にそのまま適用できるかどうかである。

原田久の先駆的な研究によれば、自治体が業務の地方独立行政法人化を選択する理由として、以下の 2 つの仮説が考えられる<sup>9)</sup>。第 1 は、自律性強化仮説である。法人化の対象とされた組織には、従来、機構・定員や財務・会計の局面で“本庁並み”的

が適用され、一般行政機関と同様の一律的な取り扱いがなされてきた。この仮説は、自治体が、こうした本庁並みの取り扱いが法人化対象機関の組織パフォーマンスを低下させてきた一因であると考え、当該機関の自律性を高める地方独立行政法人設立に積極的になっていると考えるものである。第 2 は、効率性強化仮説である。この仮説は、財政悪化に直面した自治体が、地方独立行政法人制度に効率的・コスト削減的な要素がビルトインされていると理解したうえで当該制度を選択するというものである。

この 2 つの仮説のうち、自律性強化仮説は官僚組織形成的な観点に、効率性強化仮説は公益的な観点に、それぞれおおむね対応していると言えよう。しかし、原田の仮説を子細に検討すると、ジェームズの観点とは異なる内容も散見される。また、日本の地方独立行政法人化の実情を概観すると、英国におけるエージェンシー化とは異なる特徴もいくつか存在する。これらを踏まえ、以下では、地方独立行政法人化が必ずしも業務の「切り離し」ではないこと、地方独立行政法人化以外にも組織管理の改革の選択肢は存在すること、そして、総務省や業界団体の影響力が無視できないことを指摘することで、ジェームズの議論の修正を図りたい。

## 3 地方独立行政法人化の要因: 試論

### (1) 前提: 地方独立行政法人化の現状

地方独立行政法人化の対象業務は、試験研究、大学の設置管理、公営企業の経営、社会福祉事業の経営、公共的な施設の設置管理、およびこれらの業務に附帯する業務であるが（地方独立行政法人法 21 条）、地方独立行政法人化の進捗状況は業務分野ごとに大きく異なる。

試験研究機関については、2010 年度までに 6 都道県・1 政令市において地方独立行政法人化が実施されている。北海道は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構という単一の法人の傘下に、22 施設を置いている（別表 1）。

公立大学の法人化は著しく進行している。2010 年度現在、公立大学法人数は 53 法人（短期大学のみを設置する 2 法人を含む）、公立大学法人が設置する大学数は 54 大学（短期大学を除く）となって

おり、既に過半数の大学が法人化されている（別表2）。

公立病院については、2010年度現在、地方独立行政法人は21法人、地方独立行政法人が設置する病院数は42病院となっている。そのうちの約半数は、2010年度に法人化されたものである（別表3）。

病院事業以外の地方公営企業、すなわち、水道・工業用水道・軌道・自動車運送・鉄道・電気・ガスの各事業、および、その他政令で定める事業<sup>10)</sup>も、地方独立行政法人化の対象業務とされている（地方独立行政法人法21条3号）。しかし、これらの事業を法人化した自治体は、現時点では皆無である。

社会福祉事業については、地方独立行政法人法施行後しばらく、地方独立行政法人化の実例はなかつたが、2010年度、秋田県が全国で初めて法人化を実施した（別表4）。

公共的な施設の設置・管理については、政令で定めるものが地方独立行政法人化の対象業務とされている（地方独立行政法人法21条3号）。具体的には、①介護老人保健施設、および、②会議場施設・展示施設・見本市場施設で総務省令で定める規模以上のもの、の設置・管理である（地方独立行政法人法施行令4条）。しかし、介護老人保健施設の法人化の実例はない。また、地方独立行政法人法施行規則（総務省令）には、会議場施設・展示施設・見本市場施設の規模に関する規定は存在せず、これらの施設は、現時点では法人化することができない。

以上の通り、地方独立行政法人化の進捗状況は業務分野ごとに大きく異なる。公立大学の過半数が既に法人化されているのに対し、公立病院や試験研究機関などの法人化事例は全体から見ればまだ少数であり、水道・地下鉄・バスなど、全く法人化が行われていない業務分野も多い。地方独立行政法人化の要因を考察するにあたっては、このような業務分野間の違いを射程に入れることが重要となる。

## （2）地方独立行政法人化は必ずしも「切り離し」ではない

地方独立行政法人化の対象業務の多くは、もともと自治体の本府内部部局ではなく、多かれ少なかれ自治体本体からは切り離されている。例えば、公立大学や公立病院はプロフェショナル組織であり、そ

こで勤務する教員もしくは教員集団、あるいは医師もしくは医師集団は、専門職業家としての高い自律性を有する。給与面でも、行政職俸給表以外の俸給表（研究職俸給表・医療職俸給表等）が適用される職員が数多く配置されている<sup>11)</sup>。また、地方公営企業は、独立採算制を基本とし、企業管理者が置かれ、労働組合が結成され労働協約が締結されるなど、本府内部部局とは異質な組織管理が行われる。このように、既にかなりの程度「切り離し」が行われている業務を、単純に自律性を高めるという理由だけで地方独立行政法人化するということは考えにくい<sup>12)</sup>。

また、各自治体の地方独立行政法人化の事例の中には、「切り離し」とは全く反対に、むしろ業務の自律性を低める結果となっているものも存在する。第1に挙げられるのは、自治体により設立された学校法人が運営する公設民営大学の公立大学法人化である<sup>13)</sup>。2010年度現在、高知工科大学・静岡文化芸術大学・名桜大学の3大学が、公設民営から公立大学法人へと転換済である。これまでの公設民営大学は、制度上はあくまで私立大学であったが、公立大学法人では、大学の中期目標は自治体が示し、それに沿って大学は中期計画を策定し、自治体の認可を受けなければならない。したがって、法人化によって大学運営に対する自治体の関与は強まることがある。第2に挙げられるのは、公立病院と民間病院の統合による地方独立行政法人化である。2009年度に設立された地方独立行政法人桑名市民病院は、医療法人和心会が運営していた平田循環器病院を経営統合し、桑名市民病院分院として開院している。また、2011年度に設立された地方独立行政法人加古川市民病院機構は、加古川市立であった加古川市民病院と、株式会社神戸製鋼所が運営していた神鋼加古川病院を経営統合し、法人化したものである。これまで民間病院であった平田循環器病院・神鋼加古川病院にとって、法人化が自治体（桑名市・加古川市）による関与の強化であることは言うまでもない。

このように、実際の地方独立行政法人化の事例は、自治体の幹部職員が面白みのないルーティンワークを地方独立行政法人に転嫁したとは一括りにできない特徴を有する。法人化によって「切り離し」が進む業務もあれば、「切り離し」の度合いにほと

んど変化のない業務もあり、さらには、自治体との「結びつき」を強める業務まで存在するのである。このように、法人化が業務の自律性に与える影響は一様ではないが、それにもかかわらず、各種の業務が地方独立行政法人という共通の制度に流れ込み、同型化 (isomorphism)<sup>14)</sup> しているのは事実である。同型化をもたらす要因として、強制・模倣・規範的圧力の3つが指摘されているが、このような、自治体幹部職員の合理的な選択とは異なる要因を、いかにして分析に組み込んでいけるかが、今後の大きな課題である。

### (3) 地方独立行政法人化以外の選択肢

自治体にとって、組織管理の改革によって公益の増進もしくはルーティンワークの転嫁を図る手法は、地方独立行政法人化だけではない。民営化・民間委託・PFI・指定管理者など、様々な選択肢が用意されている。

このうち、地方独立行政法人制度のいわばライバルとして特に重要なのは、指定管理者制度である。これは、公の施設の管理を自治体の指定する団体（指定管理者）に行わせるものである（地方自治法244条の2第3項）。地方独立行政法人化の対象業務の1つとして公共的な施設の設置管理が挙げられているが（地方独立行政法人法21条5号）、指定管理者制度の対象となる「公の施設」と、地方独立行政法人制度の対象となる「公共的な施設」は、いずれも「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており（地方自治法244条1項・地方独立行政法人法8条1項8号）、両者の範囲は同一であるとされている<sup>15)</sup>。したがって、「公の施設」＝「公共的な施設」の管理に際して、自治体は、指定管理者・地方独立行政法人化のいずれも選択可能である。また、「公の施設の管理」の中には、水道・交通機関・病院などの施設を設けて事業を経営することも概念として含まれるとされており<sup>16)</sup>、これらの公営企業の経営に関しても、自治体は、指定管理者・地方独立行政法人化（地方独立行政法人法21条3号）のいずれも選択可能である。

指定管理者制度を前にして、地方独立行政法人制度の旗色は悪い。法人化に際して、会計システムの導入・運営などに多額のイニシャル・コストおよびランニング・コストが生じるうえに、法人側には中

期計画・年度計画・事業報告書などの作成費用が、自治体側には地方独立行政法人評価委員会の運営費用が、それぞれ発生するからである<sup>17)</sup>。業務の自律性強化ないし効率性強化という目的が、指定管理者制度という、より簡便な仕組みで達成されるのであれば、多くの自治体がそちらに流れるのは自然であろう。

ただし、地方独立行政法人化対象業務の中には、指定管理者の導入が不可能なものもある。公立大学は、概念上「公の施設」の範疇に含まれるが、大学の設置者と管理者は同一の主体でなければならず（学校教育法5条）、自治体が大学を設置して指定管理者に管理を行わせることはできない。したがって、自治体が行うことのできる公立大学改革は、もっぱら公立大学法人化であるということになる。このことが、公立大学の法人化が著しく進行している1つの理由であると考えられる。

### (4) 「上位団体」の影響力

国のエージェンシー化ないし独立行政法人化の場合とは異なり、自治体の地方独立行政法人化の場合、首長や幹部職員が業務の法人化の是非を判断するにあたって、「上位団体」の意向は無視できない影響力を有すると考えられる。ここで言う「上位団体」には、地方自治制度の設計者・運用者である総務省や、業務分野別に自治体を束ねる全国団体が含まれる。

総務省は、2004年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、2005年3月29日、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』（『新地方行革指針』）を自治体に対して示し、各自治体に、2005年度から2009年度までの行政改革の取り組みを明示した「集中改革プラン」の策定・公表を要請した。この『新地方行革指針』では、行政改革推進上の主要事項の1つとして「地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化」が掲げられ、具体的には10項目が列挙されているが、この中で、「地方独立行政法人制度の活用」は、「民間委託等の推進」「指定管理者制度の活用」「PFI手法の適切な活用」に続く第4の項目として登場する。そこでは、「地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業についてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討する

こと。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること』<sup>18)</sup>とされており、総務省にとって、地方独立行政法人化の優先順位は必ずしも高くないことが窺える。

これとは別に、総務省は公立病院改革にも取り組んでおり、各自治体は、総務省の指導の下、「公立病院改革プラン」の策定を行っている。2007年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」を踏まえ、総務省は、2007年12月24日、『公立病院改革ガイドライン』を自治体に通知し、その中で、病院を設置している自治体に対し、2008年度内に「公立病院改革プラン」を策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むことを要請した。このガイドラインでは、公立病院改革プランの内容の1つとして「経営形態の見直し」が挙げられているが、その選択肢として、「地方公営企業法の全部適用」「地方独立行政法人化（非公務員型）」「指定管理者制度の導入」「民間譲渡」の4つが示されている。

このうち、地方公営企業法の全部適用については「現在財務規定等のみを適用している団体にとって比較的取り組み易い側面がある半面、逆に経営形態の見直しを契機とした民間的経営手法の導入が不徹底に終わりがちであるとの指摘がある点について、特に留意すべきである」<sup>19)</sup>とされているが、それ以外の選択肢についての記述は比較的中立であり、地方行政改革一般の場合とは異なって、公立病院改革の場合は、地方独立行政法人化の優先順位は決して低くないことが窺える。それどころか、ガイドラインには「現在一部事務組合方式により設置されている病院で、構成団体間の意見集約と事業体としての意思決定の迅速・的確性の確保に課題を有している場合には、地方独立行政法人方式への移行について積極的に検討すべきである」<sup>20)</sup>との記述もあり、一定の条件の下では、むしろ地方独立行政法人化が優先すべき選択肢であることが示されている。

全国団体の動向は、業務分野別に異なる。公立大学協会は、公立大学が国立大学・私立大学と同等の制度的立場を確立する必要があるとの考え方の下、早くも1999年に、公立大学の法人化についての検討

を開始した。2001年11月の臨時総会においては、「公立大学が法人格を有することを可能とする法律の整備が不可欠であると確認し、今後その実現に向けて各界に働きかけることを決議する」との意思確認を行い、2002年12月には、この決議に基づく一連の活動を集約した「公立大学法人化への取組み」をまとめた。さらに、地方独立行政法人法成立の際には、「公大協は、[公立大学の——筆者注] 設置自治体が今後の総合行政における公立大学の位置づけを明らかにするとともに、公立大学法人化をはじめとする基本問題の調査・研究を早急に開始することを要請します」<sup>21)</sup>との見解を示し、自治体に対して公立大学の法人化の検討を促している。これに対し、社団法人日本水道協会と社団法人公営交通事業協会は、いずれも総務省からの委託を受けて、水道事業・交通事業への民間的経営手法の導入に関する調査研究を行い、2006年に報告書を公表しているが<sup>22)</sup>、これらの報告書は、地方独立行政法人・指定管理者制度・PFI・民営化・民間委託といった様々な改革の選択肢について、それぞれの特徴を分析するとともに、先進事例を紹介するという内容であり、自治体に対して水道事業・交通事業の地方独立行政法人化を促すには至っていない。

## 4 おわりに

以上、地方独立行政法人化の要因について述べてきたが、これはあくまでも試論であって、実証されたわけではない。今後は、2つのアプローチに基づき、各自治体がどのような考えに基づき業務の法人化の是非を選択しているのかを、より具体的に明らかにする必要がある。

第1のアプローチは、同一自治体の業務分野間比較である。これは、同一自治体という同一の社会経済的条件・政治的条件の下に置かれた試験研究機関・大学・水道・交通・病院・公共施設などに対して、それぞれどのような組織管理の改革が行われたか、あるいは行われなかつたか、その改革過程（あるいは改革が断念される過程）を分析することによって、地方独立行政法人化の業務分野ごとのばらつきの原因を探ろうとするものである。

第2のアプローチは、同一業務分野の自治体間比較である。同一の制度的条件の下に置かれた、例え

ば病院という同一の業務であっても、地方独立行政法人化を選択した自治体もあれば、指定管理者制度導入を選択した自治体もあり、また、法人化の時期も自治体ごとに異なるが、これらの各自治体の改革過程（あるいは改革が断念される過程）を分析することによって、地方独立行政法人化の自治体ごとのばらつきの原因を探ろうとするものである。

#### 注

- 1) 地方独立行政法人制度の創設に至る過程については、棚橋匡「日本における地方独立行政法人制度の創設」『都市問題』101巻12号、2010年、を参照されたい。
- 2) Oliver James, *The Executive Agency Revolution in Whitehall*, Palgrave Macmillan, 2003.
- 3) *Ibid.*, Ch. 1.
- 4) Patrick Dunleavy, *Democracy, Bureaucracy and Public Choice*, Harvester Wheatsheaf, 1991. 牧原出「官僚制理論」西尾勝・村松岐夫編『講座行政学第1巻 行政の発展』有斐閣、1994年。真渕勝『官僚』東京大学出版会、2010年、5章。
- 5) James, *op. cit.*, Ch. 2.
- 6) *Ibid.*, Ch. 3.
- 7) *Ibid.*, Ch. 5.
- 8) *Ibid.*, Ch. 6.
- 9) 原田久『NPM時代の組織と人事』信山社、2005年、35-37頁。
- 10) 実際には、地方独立行政法人法施行令には、この点に関する規定は存在しない。したがって、各自治体が条例で地方公営企業法の適用の有無を選択できる事業（下水道事業等）は、地方独立行政法人化の対象業務となっていない。
- 11) 原田、前掲、36頁。
- 12) 同上、36頁。
- 13) 菅野由一・岡本憲明「公設民営大学の公立大学法人化相次ぐ 授業料引き下げで定員割れ解消ねらう『大学の独自性失われる』懸念も」『日経グローバル』147号、2010年。
- 14) Paul J. DiMaggio and Walter W. Powell, "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields," *American Sociological Review* 48(2), 1983. (also in Walter W. Powell and Paul J. DiMaggio (eds.), *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, The University of Chicago Press, 1991.) 伊藤修一郎「社会科学的新制度論」河野勝・岩崎正洋編『アクセス比較政治学』日本経済評論社、2002年。伊藤修一郎『自治体政策過程の動態』慶應義塾大学出版会、2002年。伊藤正次『日本型行政委員会制度の形成』東京大学出版会、2003年。
- 15) 地方自治制度研究会編『逐条解説 地方独立行政法人法』ぎょうせい、2006年、73-74頁。
- 16) 同上、76頁。
- 17) 神奈川県自治総合研究センター編『神奈川県における地方独立行政法人制度』神奈川県自治総合研究センター、2003年、45頁。原田、前掲、32-33頁。
- 18) 総務省『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』2005年3月29日、4-5頁。
- 19) 『公立病院改革ガイドライン（2007年12月24日付総務省自治財政局長通知）』11頁。
- 20) 同上、12頁。
- 21) 公立大学協会『公立大学法人化に関する公立大学協会見解』2003年10月2日、3頁。 [http://www.kodaikyo.org/h15/031002\\_houjinka\\_kenkai.pdf](http://www.kodaikyo.org/h15/031002_houjinka_kenkai.pdf) (2011年3月閲覧)。
- 22) 社団法人日本水道協会『水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書』2006年3月。社団法人公営交通事業協会『公営交通事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書』2006年3月。

別表 1 地方独立行政法人化された試験研究機関（2010 年度現在）

法人名	設立団体名	開始年度	施設名	備考
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	岩手県	2006 年度	岩手県工業技術センター	公務員型
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	東京都	2006 年度	東京都立産業技術研究センター	非公務員型
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	鳥取県	2007 年度	鳥取県産業技術センター	公務員型
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	大阪市	2008 年度	大阪市立工業研究所	非公務員型
地方独立行政法人青森県産業技術センター	青森県	2009 年度	青森県産業技術センター	非公務員型
地方独立行政法人山口県産業技術センター	山口県	2009 年度	山口県産業技術センター	公務員型
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	北海道	2010 年度	中央農業試験場 上川農業試験場 道南農業試験場 十勝農業試験場 根釧農業試験場 北見農業試験場 畜産試験場 花・野菜技術センター 中央水産試験場 函館水産試験場 釧路水産試験場 網走水産試験場 稚内水産試験場 栽培水産試験場 さけます・内水面水産試験場 林業試験場 林産試験場 工業試験場 食品加工研究センター 環境科学研究センター 地質研究所 北方建築総合研究所	非公務員型

（出典）以下の資料に基づき筆者作成。

角田英昭「急速に増える地方独立行政法人、内容の検証が喫緊の課題」自治労連・地方自治問題研究機構、2009 年 7 月。

<http://www.jilg.jp/hotnews/column/news/1248754751.html> (2011 年 3 月閲覧)

角田英昭「急速に増える地方独立行政法人—Part2」自治労連・地方自治問題研究機構、2010 年 4 月。

<http://www.jilg.jp/hotnews/column/news/1272617203.html> (2011 年 3 月閲覧)

独立行政法人産業技術総合研究所 全国公設試験研究機関

<http://unit.aist.go.jp/collab-pro/ci/wholesgk/link/kousetsushi/kousetsushi.htm> (2011 年 3 月閲覧)

各法人ウェブサイト

別表 2 公立大学法人化された公立大学（2010 年度現在）

法人名	設立団体名	開始年度	設置大学等名
公立大学法人国際教養大学	秋田県	2004 年度	国際教養大学
公立大学法人大阪府立大学	大阪府	2005 年度	大阪府立大学
公立大学法人岩手県立大学	岩手県	2005 年度	岩手県立大学 岩手県立大学盛岡短期大学部 岩手県立大学宮古短期大学部
公立大学法人首都大学東京	東京都	2005 年度	首都大学東京 産業技術大学院大学 東京都立産業技術高等専門学校
公立大学法人横浜市立大学	横浜市	2005 年度	横浜市立大学
公立大学法人北九州市立大学	北九州市	2005 年度	北九州市立大学
長崎県公立大学法人	長崎県	2005 年度	長崎県立大学
公立大学法人札幌市立大学	札幌市	2006 年度	札幌市立大学
公立大学法人秋田県立大学	秋田県	2006 年度	秋田県立大学
公立大学法人福島県立医科大学	福島県	2006 年度	福島県立医科大学
公立大学法人会津大学	福島県	2006 年度	会津大学 会津大学短期大学部

法人名	設立団体名	開始年度	設置大学等名
公立大学法人名古屋市立大学	名古屋市	2006 年度	名古屋市立大学
公立大学法人滋賀県立大学	滋賀県	2006 年度	滋賀県立大学
公立大学法人大阪市立大学	大阪市	2006 年度	大阪市立大学
公立大学法人和歌山県立医科大学	和歌山県	2006 年度	和歌山県立医科大学
公立大学法人山口県立大学	山口県	2006 年度	山口県立大学
公立大学法人九州歯科大学	福岡県	2006 年度	九州歯科大学
公立大学法人福岡県立大学	福岡県	2006 年度	福岡県立大学
公立大学法人福岡女子大学	福岡県	2006 年度	福岡女子大学
公立大学法人熊本県立大学	熊本県	2006 年度	熊本県立大学
公立大学法人大分県立看護科学大学	大分県	2006 年度	大分県立看護科学大学
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	大分県	2006 年度	大分県立芸術文化短期大学
北海道公立大学法人札幌医科大学	北海道	2007 年度	札幌医科大学
公立大学法人福井県立大学	福井県	2007 年度	福井県立大学
静岡県公立大学法人	静岡県	2007 年度	静岡県立大学 静岡県立大学短期大学部
愛知県公立大学法人	愛知県	2007 年度	愛知県立大学 愛知県立芸術大学
公立大学法人神戸市外国語大学	神戸市	2007 年度	神戸市外国語大学
公立大学法人奈良県立医科大学	奈良県	2007 年度	奈良県立医科大学
公立大学法人岡山県立大学	岡山県	2007 年度	岡山県立大学
公立大学法人島根県立大学	島根県	2007 年度	島根県立大学 島根県立大学短期大学部
公立大学法人県立広島大学	広島県	2007 年度	県立広島大学
公立大学法人下関市立大学	下関市	2007 年度	下関市立大学
公立大学法人宮崎公立大学	宮崎公立大学事務組合	2007 年度	宮崎公立大学
公立大学法人公立はこだて未来大学	函館圏公立大学広域連合	2008 年度	公立はこだて未来大学
公立大学法人青森県立保健大学	青森県	2008 年度	青森県立保健大学
京都府公立大学法人	京都府	2008 年度	京都府立医科大学 京都府立大学
公立大学法人青森公立大学	青森市	2009 年度	青森公立大学
公立大学法人都留文科大学	都留市	2009 年度	都留文科大学
公立大学法人宮城大学	宮城県	2009 年度	宮城大学
公立大学法人山形県立保健医療大学	山形県	2009 年度	山形県立保健医療大学
公立大学法人山形県立米沢女子短期大学	山形県	2009 年度	山形県立米沢女子短期大学
公立大学法人新潟県立大学	新潟県	2009 年度	新潟県立大学
公立大学法人三重県立看護大学	三重県	2009 年度	三重県立看護大学
公立大学法人高知工科大学	高知県	2009 年度	高知工科大学
公立大学法人埼玉県立大学	埼玉県	2010 年度	埼玉県立大学
公立大学法人金沢美術工芸大学	金沢市	2010 年度	金沢美術工芸大学
公立大学法人山梨県立大学	山梨県	2010 年度	山梨県立大学
公立大学法人岐阜県立看護大学	岐阜県	2010 年度	岐阜県立看護大学
公立大学法人静岡文化芸術大学	静岡県	2010 年度	静岡文化芸術大学
公立大学法人新見公立大学(*)	新見市	2010 年度	新見公立大学 新見公立短期大学
公立大学法人広島市立大学	広島市	2010 年度	広島市立大学
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	愛媛県	2010 年度	愛媛県立医療技術大学
公立大学法人名桜大学	北部広域市町村圏事務組合	2010 年度	名桜大学

(出典) 以下の資料に基づき筆者作成。

角田英昭「急速に増える地方独立行政法人、内容の検証が喫緊の課題」2009 年 7 月。

角田英昭「急速に増える地方独立行政法人—Part2」2010 年 4 月。

文部科学省 公立大学法人一覧 (平成 21 年 4 月現在)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kouritsu/04093001/015.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/04093001/015.htm) (2011 年 3 月閲覧)

公立大学協会 公立大学法人一覧 (平成 22 年度)

[http://www.kodaikyo.org/h22/100401\\_houjin.pdf](http://www.kodaikyo.org/h22/100401_houjin.pdf) (2011 年 3 月閲覧)

各大学ウェブサイト

(\*) 2009 年 10 月 30 日付で法人名を「公立大学法人新見公立短期大学」(2008 年 4 月 1 日設立) から「公立大学法人新見公立大学」に変更 (2009 年 11 月 10 日付法人登記)。新見公立大学は 2010 年度に設置。

(注) 公立大学法人の職員身分は、すべて非公務員である (地方独立行政法人法 2 条 2 項・21 条 2 号)。

別表3 地方独立行政法人化された公立病院（2010年度現在）

法人名	設立団体名	開始年度	病院名	備考
地方独立行政法人北松中央病院	江迎町 →佐世保市	2005年度	北松中央病院	非公務員型
地方独立行政法人宮城県立こども病院	宮城県	2006年度	こども病院	非公務員型
地方独立行政法人大阪府立病院機構	大阪府	2006年度	急性期・総合医療センター 呼吸器・アレルギー医療センター 精神医療センター 成人病センター 母子保健総合医療センター	公務員型
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	岡山県	2007年度	精神科医療センター	公務員型
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	山形県 酒田市	2008年度	日本海総合病院 酒田医療センター	非公務員型
地方独立行政法人那覇市立病院	那覇市	2008年度	那覇市立病院	非公務員型
地方独立行政法人秋田県立病院機構	秋田県	2009年度	脳血管研究センター リハビリテーション・精神医療センター	非公務員型
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	東京都	2009年度	老人医療センター 老人総合研究所(附帯事業)	非公務員型
地方独立行政法人静岡県立病院機構	静岡県	2009年度	総合病院 こころの医療センター こども病院	非公務員型
地方独立行政法人神戸市民病院機構	神戸市	2009年度	医療センター中央市民病院 医療センター西市民病院	非公務員型
地方独立行政法人桑名市民病院	桑名市	2009年度	桑名市民病院 桑名市民病院分院	非公務員型
地方独立行政法人さんむ医療センター	山武市	2010年度	さんむ医療センター	非公務員型
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	神奈川県	2010年度	足柄上病院 こども医療センター 精神医療センター芹香病院 精神医療センターせりがや病院 がんセンター 循環器呼吸器病センター	非公務員型
地方独立行政法人山梨県立病院機構	山梨県	2010年度	山梨県立中央病院 山梨県立北病院	公務員型
地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県	2010年度	須坂病院 こころの医療センター駒ヶ根 阿南病院 木曽病院 こども病院	非公務員型
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	岐阜県	2010年度	岐阜県総合医療センター	非公務員型
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	岐阜県	2010年度	岐阜県立多治見病院	非公務員型
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	岐阜県	2010年度	岐阜県立下呂温泉病院	非公務員型
地方独立行政法人福岡市立病院機構	福岡市	2010年度	福岡市立こども病院・感染症センター 福岡市民病院	非公務員型
地方独立行政法人大牟田市立病院	大牟田市	2010年度	大牟田市立病院	非公務員型
地方独立行政法人佐賀県立病院好生館	佐賀県	2010年度	佐賀県立病院好生館	非公務員型

(出典) 以下の資料に基づき筆者作成。

角田英昭「急速に増える地方独立行政法人、内容の検証が喫緊の課題」2009年7月。

角田英昭「急速に増える地方独立行政法人—Part2」2010年4月。

最近の公立病院改革の主な事例（平成22年9月）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/hospital/pdf/hospital\\_5.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/hospital/pdf/hospital_5.pdf) (2011年3月閲覧)

各法人ウェブサイト

別表4 地方独立行政法人化された社会福祉事業（2010年度現在）

法人名	設立団体名	開始年度	施設名	備考
地方独立行政法人秋田県立療育機構	秋田県	2010年度	秋田県立医療療育センター	非公務員型

(出典) 以下の資料に基づき筆者作成。

角田英昭「急速に増える地方独立行政法人—Part2」2010年4月。

秋田県立医療療育センターウェブサイト